

令和4年4月1日

解体工事の発注方針について

建設業法に基づき、木津川市が発注する解体工事については、下記のとおりとする。

解体の区分

発注業種	内容	例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事	橋梁の解体工事※1
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事	2階建（延面積が概ね300m ² 以上）の建築物の解体工事※2
		3階建以上の建築物の解体工事※2
解体工事	工作物の解体を行う工事	平屋建の建築物の解体工事※2 2階建で、1棟の延面積が概ね300m ² 未満の建築物の解体工事※2
ただし、 ① 解体する対象物や構造、最高高さ、立地条件等を考慮し、上表によらず案件ごとに発注業種を設定する場合がある。 ② それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事とする。		

※1 解体する工事と建設する工事を一の工事として発注する場合は、土木一式工事とする。

※2 解体する工事と建築（改修含む）する工事を一の工事として発注する場合は、建築一式工事とする。

（参考）

※建設工事の内容、例示、区分の考え方（建設業許可事務ガイドライン）抜粋

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	● それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。